

## 顧問規程

新規 令和2年12月15日

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）の顧問制度について定め、効率的な業務遂行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 顧問制度とは、協会に外部の有識者（弁護士、公認会計士等職業的専門家、もしくは学識経験者）を顧問として委嘱することをいう。

2 顧問は、大学教授や専門家、もしくは本協会の業務遂行に有用な知識を提供できる者とする。

### (就任契約)

第3条 顧問の就任は、理事会の決議による。

2 顧問の就任時には、双方の合意に基づき、別紙契約書を取り交わすことを要する。

### (任務)

第4条 顧問の任務は、税務、財務、法務などの専門分野について高度の知識と豊かな経験をふまえ、専門的見地から助言を行うことである。

2 顧問は、必要がある場合には、助言だけでなく、実際の指導を行うことができる。

### (勤務)

第5条 顧問は、原則として非常勤とする。

### (任期)

第6条 顧問の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

2 顧問が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 顧問は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

### (報酬)

第7条 顧問の報酬は、業務の内容、経験、知識および社会的地位などを考慮して、理事会で決定する。但し、先方に報酬規程がある場合は双方の合意に基づいた報酬を契約書に明記しなければならない。

**(規格外事項)**

第 8 条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長、副会長で決定する。

**(規程の改廃)**

第 9 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は令和 2 年 12 月 15 日から施行する。